

関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則

令和元年 8 月 1 日 関市規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成 31 年関市条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(届出及び協議の方法)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の規定による届出及び協議は、太陽光発電設備設置事業届出・協議書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類等を添付して提出することにより行うものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第 2 号）
- (2) 位置図及び案内図
- (3) 事業区域内の土地の登記事項証明書
- (4) 事業区域等状況調書（別記様式第 3 号）
- (5) 事業区域の土地利用計画図又は太陽光発電設備の施工図
- (6) 自治会等の住民への周知及び説明会実施報告書（別記様式第 4 号）
- (7) 近隣関係者への周知及び説明実施報告書（別記様式第 5 号）
- (8) 近隣関係者に係る土地の公図の写し（地番、地目、近隣関係者の氏名その他市長が必要と認める事項を明示したものに限り。）
- (9) 法令等による許認可等を受けているときは、許可書その他の許認可等を受けたことが分かる書類
- (10) その他市長が必要と認める書類等

2 条例第 7 条第 2 項の規定による変更の届出及び協議は、太陽光発電設備設置事業変更届出・協議書（別記様式第 6 号）に、次に掲げる書類等を添付して行うものとする。

- (1) 太陽光発電設備設置事業届出・協議書の写し
- (2) 前項各号に掲げる書類等に変更に関するもの
- (3) 変更前後の状況を説明できる図書
- (4) その他市長が必要と認める書類等

3 前2項の場合において、事業者は、協議書その他の届出及び協議に必要な書類等について、正副2通を作成し、市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の届出及び協議を受理したときは、副本を事業者
に返却するものとする。

(事業内容等の軽微な変更)

第4条 条例第7条第2項ただし書に規定する軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の面積及び太陽光発電設備施工面積の減少
- (2) その他市長が認めるもの

(協議終了通知)

第5条 条例第7条第3項の規定による協議が終了した旨の通知は、太陽光発電設備設置事業に係る協議終了通知書(別記様式第7号)により行うものとする。

(対象事業の着手等の届出)

第6条 条例第10条第1項に規定する対象事業の着手の届出は、太陽光発電設備設置事業着手届(別記様式第8号)を提出することにより行うものとする。

2 条例第10条第1項に規定する対象事業の完了の届出は、太陽光発電設備設置事業完了届(別記様式第9号)に設置事業写真及び出来高平面図を添付して提出することにより行うものとする。

3 条例第10条第1項に規定する対象事業の休止又は再開の届出は、太陽光発電設備設置事業休止・再開届(別記様式第10号)に休止時の事業地現況写真
その他市長が認める書類を添付して提出することにより行うものとする。

4 条例第10条第1項に規定する対象事業の廃止の届出は、太陽光発電設備設置事業廃止届(別記様式第11号)に廃止時の事業地現況写真その他市長が必要と認める書類を添付して提出することにより行うものとする。

(立入調査員証)

第7条 条例第11条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証(別記様

式第12号)とする。

(指導、助言及び勧告)

第8条 条例第12条第1項に規定する指導又は助言は、指導・助言通知書(別記様式第13号)により行うものとする。

2 条例第12条第2項の規定による勧告は、勧告書(別記様式第14号)により行うものとする。

(公表)

第9条 条例第13条第1項の規定による公表は、関市公告式条例(昭和25年関市条例第11号)別表に掲げる掲示場への掲示その他相当と認められる方法により行うものとする。

(意見を述べる機会の付与)

第10条 条例第13条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、公表にあたり意見を述べる機会の付与通知書(別記様式第15号)により通知するものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。